

令和3年度健康づくり事業のご案内

当健保組合のサポートを
みなさんの健康づくりに
お役立てください

当健保組合では令和3年度も、健康情報の提供、病気の早期発見・治療、重症化予防などのさまざまな事業を展開してまいります。
みなさんの健康づくりにどうぞお役立てください。

保健知識を高めて
いただくために

- ①機関誌『中国しんきんけんぽ』を発行（年3回）
- ②法改正等のパンフレットを配布（年3回）
- ③新規取得者に『社会保険の知識』を配布（随時）
- ④40歳到達者に『健康管理手帳』を配布
- ⑤初産者に育児月刊誌『赤ちゃん和妈妈』を配布（随時）
- ⑥保健事業推進委員会・健康保険委員会を開催
- ⑦ホームページの運用管理（年間）

病気の
予防のために

- ①日帰り人間ドックに特定健診項目を含めて実施（対象は40歳以上の被保険者・被扶養者である配偶者）
- ②特定保健指導の実施
- ③節目年齢対象の日帰りドック（対象は30・35歳の被保険者）
- ④郵送による子宮頸がん検査の実施（対象は被保険者および被扶養者である配偶者）
- ⑤郵送による大腸がん検査の実施（対象は被保険者および被扶養者である配偶者）
- ⑥インフルエンザ予防接種の費用補助
- ⑦医療費通知

体力づくり・
保養のために

- ①各種運動競技大会の参加補助
- ②5県選抜軟式野球大会の開催
- ③ウォーキングプログラム
- ④契約保養所の利用補助

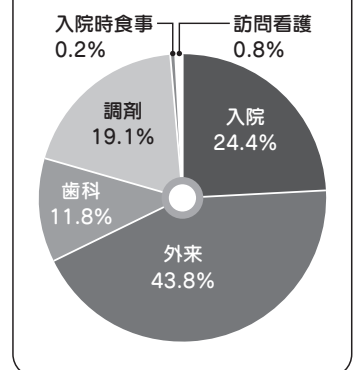


医療費の状況（令和3年1月分）

	令和3年		令和2年		増減率(%)
	1月分(千円)	構成割合(%)	1月分(千円)	構成割合(%)	
医療費総額	79,989	100.0	83,284	100.0	▲4.0
内訳	入院	19,466	18,577	22.4	4.8
	外来	35,034	40,527	48.7	▲13.6
	歯科	9,403	9,117	10.9	3.1
	調剤	15,313	14,537	17.5	5.3
	入院時食事	173	200	0.2	▲13.5
	訪問看護	600	326	0.4	84.0

	令和3年1月(人)	令和2年1月(人)	増減(人)	増減率(%)
被保険者数	5,187	5,354	▲167	▲3.1
被扶養者数	3,701	3,868	▲167	▲4.3

	令和3年1月
前期高齢者該当者数	210人
前期高齢者医療費	5,596千円

令和3年1月分の
医療費の割合

日帰り人間ドックの 費用補助をご利用ください

できるだけ多くの方に受けていただけるよう、人間ドックを受診した方に対して、当健保組合では費用の補助を行っています。人間ドックを受けることで、特定健診（40歳～74歳対象）を受診したものととして取り扱いますので、ぜひご受診ください。詳細は、当健保組合のホームページで確認いただけます（裏表紙をご覧ください）。

1 実施対象者

令和3年4月1日現在、次に該当し、受診を希望する方。ただし、資格を喪失した場合は受診できません。

- ・ 40歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者である配偶者（昭和57年3月31日以前生まれの方）
- ・ 30歳の被保険者（平成3年4月1日～平成4年3月31日に生まれた方）
- ・ 35歳の被保険者（昭和61年4月1日～昭和62年3月31日に生まれた方）

2 実施時期

令和3年4月から令和4年3月末までの間

3 実施機関

当健保組合が委託契約した健診機関

4 負担額

① 当健保組合負担額

27,500円（25,000円＋消費税）

ただし、検査費用が上記に満たない場合は、実費（基本料金のみ）。

② 自己負担額

受診検査費用から当健保組合負担額を差し引いた額。

※乳がん、子宮がん、前立腺がん、その他オプションの費用は、すべて自己負担となります。

5 検査項目

受診健診機関が定める検査項目（特定健診項目含む）

※原則として、日帰り人間ドックで受診していただいておりますが、被扶養配偶者に限り、集合契約による特定健診のみの受診を実施しています。特定健診のみを受診されたい場合は事前に受診券の発行を当健保組合に申請してください。



被扶養者の資格更新調査を行います

ご家族が被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国では、保険給付適正化の観点から、被扶養者の資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に使用し、健保財政の安定化を図るため、被扶養者の資格確認にご協力をお願いします。

なお、調査までに就職や結婚などで他の健康保険に加入された場合は、「健康保険被保険者証」を添えてすみやかに削除の届出をしてください。

また、収入基準額超過または共働き夫婦（双方が健康保険の被保険者）で収入逆転した場合も、「健康保険被保険者証」を添えてすみやかに削除の届出をしてください。



■実施対象者

被扶養者。ただし、令和3年4月1日以降認定の被扶養者は対象外となります。

■調査票の配付時期

令和3年7月初旬の予定です。

■調査票の提出期限および提出先

令和3年7月31日（予定）までに事業所の健保組合担当者にご提出ください。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は、被扶養者資格の取り消しをさせていただくことがありますので、ご承知おきください。